

「地域審議会」の

委員を募集します!

市では、合併後の均衡ある発展を図るため、旧市町村の区域ごとに「地域審議会」を設置し、この地域審議会の一般公募の委員を募集します。「地域審議会」は、合併に伴う行政区域の拡大により、「住民と行政の距離が遠くなる」、「地域住民の意見が市の施策に反映されにくくなる」などの心配に対して、各地区の実情に応じた施策の展開に対する意見表明の方法として設けられたもので、合併前の協議により、各市町村の議会の議決を得て設置することが決められています。

↓できます。

▼募集人員
各地域審議会 5人以内

▼応募資格

応募締切日現在で、次の条件を満たす人

①各地区に住所を有する人、又は各地区の事務所等に勤務する人で、住所地か勤務地のどちらか1つの地区の地域審議会にかぎり応募する人

②年齢満20歳以上の人

③本市の職員及び市議会議員ではない人

▼募集期間

5月17日(月)～6月16日(水)必着

▼応募方法

佐渡市役所企画情報課及び各支所地域振興課備え付けの「応募用紙」に必要事項を記入の上、持参または郵送により応募してください。(記入事項は、住所、氏名、年齢、職業などのほか、応募の動機、地域づくり、地域活性化などについてです)なお、応募用紙は市のホームページからもダウンロード

※応募用紙は返却しません。

▼応募先・問い合わせ先

応募地区の支所地域振興課

(金井地区は佐渡市役所企画情報課)

※詳しくは次ページを参照してください。

▼選考方法

提出された書類を審査、選考します。

なお、審査、選考の結果、募集人数を超えた場合は、抽選により決定します。

地域審議会の概要

■地域審議会とは

地域審議会とは、合併後も住民の皆さんの声を施策に反映させ、きめ細やかな行政サービスを行っていくために、合併前の市町村の区域を単位として設置する佐渡市の附属機関です。佐渡市においては10の地域

審議会が設置されます。

■地域審議会の主な仕事

①それぞれの区域における「新市建設計画」の変更や執行状況、市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申をします。

②それぞれの区域において必要な施策や課題について市長に提言し、地域テーマに基づいた意見交換を行います。

■地域審議会の組織

公共的団体の役員、学識経験者、及び一般公募により選任された方々15人以内の委員で構成されます(公募委員は5人以内)。

■委員の任期

委嘱の日から2年間です。

■審議会の開催

年2回程度の開催を予定しています。

■委員の報酬、費用弁償

1日につき報酬5300円、費用弁償2000円です。



名称	設置区域	応募先
両津地区地域審議会	合併前の両津市の区域	佐渡市役所 両津支所 地域振興課 〒952-8501 湊198番地
相川地区地域審議会	合併前の相川町の区域	佐渡市役所 相川支所 地域振興課 〒952-1592 相川地蔵町26番地
佐和田地区地域審議会	合併前の佐和田町の区域	佐渡市役所 佐和田支所 地域振興課 〒952-1393 河原田本町394番地
金井地区地域審議会	合併前の金井町の区域	佐渡市役所 企画情報課 〒952-1209 千種232番地
新穂地区地域審議会	合併前の新穂村の区域	佐渡市役所 新穂支所 地域振興課 〒952-0106 新穂瓜生屋490番地
畑野地区地域審議会	合併前の畑野町の区域	佐渡市役所 畑野支所 地域振興課 〒952-0206 畑野甲533番地
真野地区地域審議会	合併前の真野町の区域	佐渡市役所 真野支所 地域振興課 〒952-0318 真野新町489番地
小木地区地域審議会	合併前の小木町の区域	佐渡市役所 小木支所 地域振興課 〒952-0604 小木町1940番地1
羽茂地区地域審議会	合併前の羽茂町の区域	佐渡市役所 羽茂支所 地域振興課 〒952-0504 羽茂本郷550番地
赤泊地区地域審議会	合併前の赤泊村の区域	佐渡市役所 赤泊支所 地域振興課 〒952-0706 徳和2376番地3

佐渡市地区別地域審議会MAP

